

糸島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸島市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供する等、その事業活動を促進するとともに、糸島市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を確保し、もって図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が市へ雑誌の提供を行い、その提供雑誌の最新号の閲覧用カバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

- 2 雑誌スポンサーが希望する場合、図書館内に配布用の広告チラシを設置することができる。
- 3 雑誌スポンサー名及び提供雑誌名を図書館の館内掲示物及び糸島市図書館ホームページにおいて公表する。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーは、法人、団体及び個人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、雑誌スポンサーになることができるもの（法人にあつては、代表者も含む。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。なお、広告掲載中であっても同様とする。

- (1) 糸島市税条例（平成22年糸島市条例第59号）第3条の規定による市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) その他糸島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が雑誌スポンサーとすることを適当と認めたもの。

(広告内容)

第5条 雑誌スポンサーの広告内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、広告掲載の基準に関し必要な事項は、糸島市広告掲載事業実施規程（平成22年糸島市告示第10号）を準用する。この場合において、同規程中「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

(雑誌スポンサーの期間)

第6条 雑誌スポンサー契約の期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、更新を妨げるものではない。

(広告の規格等)

第7条 提供雑誌の最新号の閲覧用カバー表面及び裏面の広告は、教育委員会が指定した規格で表示しなければならない。

2 配布用の広告チラシに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

3 雑誌スポンサー名及び提供雑誌名の公表に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(雑誌スポンサーの申込み)

第8条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が指定する「雑誌リスト」から提供しようとする雑誌を選定し、糸島市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に、次に掲げる資料を添付し、教育委員会に申し込むものとする。

(1) 広告の図案及び原稿

(2) 雑誌スポンサーになろうとする者の概況が分かる書類

2 その他雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(雑誌スポンサーの決定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、この要綱により定める基準により、雑誌スポンサーの可否を決定するものとする。この場合において、同一雑誌に複数の申込みがある場合は、先願順に決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により雑誌スポンサーの可否を決定したときは、糸島市立図書館雑誌スポンサー承諾(不承諾)通知(様式第2号)により通知する。

(広告内容の変更)

第10条 教育委員会は、雑誌スポンサーから糸島市立図書館雑誌スポンサー広告内容の変更届(様式第3号)が提出されたときは、雑誌スポンサー広告内容の変更の可否を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により雑誌スポンサー広告内容の変更の可否を決定したときは、糸島市立図書館雑誌スポンサー広告内容の変更承諾(不承諾)通知(様式第4号)により通知する。

(雑誌スポンサーの責務)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。